

建築基準法施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	1
○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）	6

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

（適用の除外）

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
- 三 文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認められたもの
- 2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。
- 一 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例を改正する法令による改正（この法律に基づく命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する命令又は条例を制定することを含む。）後のこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分
- 二 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域若しくは防火地域、第二種住居地域、準住居地域、都市計画の決定若しくは変更、第四十二条第一項、第五十二条第二項若しくは第三号若しくは第八項、第五十六条第一項第二号イ若しくは別表第三備考三の号の区域の指定若しくはその取消し又は第五十二条第一項第六号、第二項第三号若しくは第八項、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ若しくは別表第三(ニ)欄の五の項に掲げる数値の決定若しくは変更により、第四十三条第一項、第四十八条第一項から第十二項まで、第五十二条第一項、第五十六條第一項、第五十七項若しくは第八項、第五十三条第一項から第三項まで、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六條第一項、第五十六條の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限又は第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八條の九の規定に基づく条例に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に違反して建築物若しくはその敷地の部分又は建築物若しくはその敷地の部分の増築、改築、大規模の修繕、修繕若しくは模様替の工事、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分の増築、改築、大規模の修繕、修繕若しくは模様替の工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、大規模の修繕

四 又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地
五 前号に該当する建築物又はその敷地の部分
敷地の部分
この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するに至つた建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

第二十八条の二 建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

- 一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質（次号及び第三号において「石綿等」という。）を添加しないこと。
- 二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料（石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）を使用しないこと。
- 三 居室を有する建築物にあつては、前二号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

（便所）

第三十一条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（汚水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。水洗便所（おいては、尿尿浄化槽（その構造が汚物処理性能（当該汚物を衛生上支障がないように処理するために尿尿浄化槽に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたる構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。）

第三十五条 別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が三以上である建築物、政令で定める窓

その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルをこえる建築物については、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び進入口並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従つて、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。

（建築材料の品質）

第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの
二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

(景観地区)

第六十八条

景観地区内においては、建築物の高さは、景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められたときは、当該最高限度以下又は当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

三 景観地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる建築物

二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

三 景観地区内においては、建築物の敷地面積は、景観地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。

一 第一項第一号に掲げる建築物

二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

三 第五十三条の二第三項の規定は、前項の都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められ、又は変更された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第六十八条第三項」と読み替えるものとする。

四 景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限(道路に面する壁面の位置を制限する場合を含むものに限る。)及び建築物の敷地面積の最低限度が定められている景観地区(景観法第七十二条第二項の景観地区を指す)における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。)の設置の制限(当該壁面境界線との間の土地の区域をいう。)における工作物(壁面後退区域(当該壁面後退区域)において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。)が定められている区域に限る。)内の建築物で、当該景観地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十六条の規定は、適用しない。

五 第四十四条第二項の規定は、第一項第二号、第二項第二号又は第三項第二号の規定による許可をする場合に準用する。

六 第八十六条の七 第三条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第八十七条にお

既存の建築物に対する制限の緩和)
第八十六条の七 第三条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第八十七条にお

いて同じ。)の規定により第二十条、第二十六条、第二十七条、第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるもの)に係る部分に限る。)、第三十条、第三十四条第二項、第四十七条、第四十八項から第十二項まで、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第二項、第五十七項、第五十七條の四第一項、第五十七條の五第一項、第五十八條、第五十九條第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第二項、第六十一条、第六十二条第一項、第六十七條の二第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八條第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び次条において「増築等」という。)をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 第三条第二項の規定により第二十条又は第三十五条(同条の技術的基準のうち政令で定めるもの)に係る部分に限る。以下の項及び第八十七条第四項において同じ。)の規定の適用を受けられない建築物であつて、第二十条又は第三十五条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が二以上あるものについて増築等をする場合には、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 第三条第二項の規定により第二十八条、第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるもの)に係る部分に限る。)、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条第一項、第三十五条の三又は第三十六条(防火壁、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造に係る部分を除く。)(規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合には、これらの規定は、適用しない。)

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォータータンク、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの(以下この項において「昇降機等」という。)(以下この項において「物に係る部分、その他のもの」として、第一項及び第四項は、昇降機等に限る。)、第六條の二、第六條の三(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七條、第七條の二、第七條の三、第七條の四、第七條の五(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第八條から第十一條まで、第十二條第五項から第八項まで、第十三條、第十八條(第十三條を除く。)、第二十條、第二十八條の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるもの)に係る部分に限る。)、第三十二條、第三十三條、第三十四條第一項、第三十六條(避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。)、第三十七條、第四十條、第三章の二(第六十八條の二第二項について、同項に規定する建築物以外の認証型部材等に係る部分に限る。)、第八十六條の七第一項(第二十八條の二(第八十六條の七第一項)に係る部分に限る。)、第八十六條の七第二項(第二十八條の二(第八十六條の七第一項)に係る部分に限る。)、第八十六條の七第三項(第三十二條、第三十四條第一項及び第三十六條(昇降機に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、前條、次條及び第九十條の規定を、昇降機等については、第七條の六、第十二條第一項から第四項まで及び第十八條第三項、第十三條第六條(第三項を除くもの)とし、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三條、第六條(第三項を除くもの)とし、

第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六條の二、第七條、第七條の二、第七條の六から第九條の三まで、第十一條、第十二條第五項から第八項まで、第十三條、第十八條（第八項から第十二項までを除く。）、第四十八條から第五十一條まで、第六十條の二第三項、第六十八條の二第一項及び第五項、第六十八條の三第六項、第八十六條の七第一項（第四十八條第一項から第十二項まで、第四十九條から第五十一條まで、第六十條の二第三項及び第五項並びに第六十八條の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七條第二項（第四十八條第一項から第十二項まで、第四十九條から第五十一條まで、第六十條の二第三項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七條第三項（第四十八條第一項から第十二項まで、第四十九條から第五十一條まで、第六十條の二第三項及び第五項に係る部分に限る。）、前條、次條、第九十一條、第九十二條の二並びに第九十三條の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七條第三項（第四十八條第一項から第十二項まで、第四十九條から第五十一條まで及び第六十八條の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第九十一條、第九十二條の二並びに第九十三條の二第一項及び第五項に係る部分に限る。この場合において、第六條第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八條の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。築造面積」と、第六十八條第三條、第八條から第十三條まで並びに第十八條第一項及び第十四條の規定は、第六十六條に規定する工作物について準用する。

4 第一項中第六條から第七條の五まで、第十八條（第一項及び第十四項を除く。）及び次條に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八條第一項の規定による許可を受けなければならぬ場合の擁壁については、適用しない。

ド発散建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に同表(二)の項に定める数値を乗じて得た面積(居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いるときは、これらの面積の合計)が、当該居室の床面積を超えないこと。

	住宅等の居室	住宅等の居室以外の居室
(一)	換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室	換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室
(二)	換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室	換気回数が〇・五以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室
	その他の居室	その他の居室
	〇・五〇	〇・一五
	二・八	〇・八八
	〇・二五	一・四
	〇・五〇	三・〇

備考

一 この表において、住宅等の居室とは、住宅の居室並びに下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場(常時開放された開口部を通じてこれらと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。)をいうものとする。

二 この表において、換気回数とは、次の式によつて計算した数値をいうものとする。

A

$$n = \frac{V}{h}$$

この式において、n、V、A及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V n 一時間当たりの換気回数
 機械換気設備の有効換気量(次条第一項第一号ロに規定する方式を用いる機械換気設備で同号ロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものにあつては、同号ロ(1)に規定する有効換気換算量)(単位 一時間につき立方メートル)

A 居室の床面積(単位 平方メートル)

ほか、次に掲げる構造とすること。
 (1) 次の式によつて計算した有効換気換算量がイ(1)の式によつて計算した必要有効換気量以上であるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

$$Vq = Q (C - Cp) / C + V$$

この式において、 Vq 、 Q 、 C 、 Cp 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 Vq 有効換気換算量(単位 一時間につき立方メートル)
 Q 浄化して供給する空気(単位 一時間につき立方メートル)
 C 浄化前の空気に含まれるホルムアルデヒドの量(単位 一立方メートルにつきミリグラム)
 Cp 浄化して供給する空気に含まれるホルムアルデヒドの量(単位 一立方メートルにつきミリグラム)
 V 有効換気量(単位 一時間につき立方メートル)

(2) 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれぞれに必要有効換気量の合計以上であること。

(3) 及び(2)に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができると認められるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

ハ 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の六第三項の規定によるほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができると認められるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大臣の認定を受けた構造とすること。

ニ 法第三十四条第二項の規定する建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートルを超える地下街に設ける機械換気設備(一の居室のみに係るものを除く。)又は中央管理方式の空気調和設備にあつては、これらの制御及び作動状態の監視を中央管理室において行うことができるものとする。

2 前項の規定は、同項の規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる住宅等の居室若しくはその他の居室又は国土交通大臣の認定を受けた住宅等の居室若しくはその他の居室については、適用しない。

第二十条の七 前二条(第二十条の五第一項第一号及び第二号を除く。)の規定は、一年を通じて、当該居室内の人が通常活動することができるものが想定される空間のホルムアルデヒドの量を空気一立方メートルにつきおおむね〇・一ミリグラム以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については、適用しない。

第二節 居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第三百三十六条の二の十一 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分には、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規定とする。

一 建築物の部分で、門、扉、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの

イ 法第二十条第二号、法第二十一条から法第二十七条まで、法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二から法第三十条まで、法第三十一条第一項、法第三十二条、法第三十四条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七條、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び扉に係る部分並びに法第六十六条を除く。）

ロ 第二章（第十九条、第二十条及び第三十一条から第三十五条までを除く。）、第三章（第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条及び第七十六条を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章、第五章（第六節を除く。）、第五章の二から第五章の三まで、第五章の四（第二百二十九条の二の五第三項第三号を除き、第二百二十九条の二の四第一項及び第二百二十九条の二の五第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）、第七章の二及び第七章の九の規定

二 次の表の建築物の部分の構造に係る部分に限る。

定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。

同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規

			(一)	建築物の部分
			防火設備	一連の規定
		(二)	換気設備	イ 法第二条第九号の二ロ、法第三十七条及び法第六十四条の規定 並びに第三百三十六条の二の三の規定
	(三)		尿尿浄化槽	イ 法第三十一条第二項及び法第三十七条の規定 イ 法第三十二条及び第二百二十九条の二の四第一項（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定
(四)			合併処理浄化槽	イ 法第三十七条の規定 イ 法第三十二条、第三十五条第一項及び第二百二十九条の二の四第一項（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)
避雷設備	エスカレーター	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	冷却塔設備	給水タンク又は貯水タンク	非常用の照明装置
ロイ 法第三十七條の規定 第二百二十九條の十五の規定	ロイ 法第三十七條の規定 第二百二十九條の三及び第二百二十九條の十二（第一項第一号を除く。）の規定	ロイ 法第三十七條の規定 第二百二十九條の三、第二百二十九條の四（第三項第五号を除く。）、第二百二十九條の五、第二百二十九條の六、第二百二十九條の八、第二百二十九條の十、第二百二十九條の十一並びに第二百二十九條の十三の三第六項から第十一項まで及び第十二項（国土交通大臣が定める構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定	ロイ 法第三十七條の規定 第二百二十九條の二の四第一項（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）及び第二百二十九條の二の七（第二号を除く。）の規定	ロイ 法第三十七條の規定 第二百二十九條の二の四第一項（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）並びに第二百二十九條の二の五第一項第四号及び第五号並びに第二項第二号、第三号、第五号及び第六号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定	ロイ 法第三十五條及び法第三十七條の規定 第二百二十六條の五の規定

（基準時）
 第三百三十七條 この章において「基準時」とは、法第三條第二項（法第八十六條の九第一項において準用する場合を含む。以下この條、第三百三十七條の八、第三百三十七條の九及び第三百三十七條の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十條、法第二十六條、法第二十七條、法第三十條、法第三十四條第二項、法第四十七條、法第四十八條第一項から第十二項まで、法第五十一條、法第五十二條第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三條第一項若しくは第二項、法第五十四條第一項、法第五十五條第一項、法第五十六條第一項、第二項若しくは第七項、法第五十七條の四第一項、法第五十七條の五第一項、法第五十八條、法第五十九條第一項若しくは第二項、法第六十條の二第一項若しくは第二項、法第六十條の二第二項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八條第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三條第二項の規定により引き続きそれらの規定（それ

一項から第十二項までに係る部分に限る。）、第三百三十七條の七、第三百三十七條の十二第三項及び第三百三十七條の十八第二項（第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三百三十七條の七第二号及び第三号中「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。